

京都市公共建築物等における木材利用基本方針

平成25年9月

京都市

はじめに

京都市は、森林面積が市域の約4分の3を占め、山紫水明の都として千二百余年に及ぶ悠久の歴史と木の文化を育んできた。その背景には絶えず森林があり、森林と人々が密接に関わることで、木材等の林産物の供給、豊かな水源の涵養^{かん}、土砂災害の防止、美しい景観の形成など、森林が有する多面的な機能が維持されてきた。

しかし、昭和40年代からの外材の輸入量の増加や国産材価格の下落、バブル景気の崩壊とその後の景気の後退に起因する木材需要の減少、林業の担い手不足・高齢化等といった全国的な傾向と同様に、市内の林業が長期にわたって低迷している。その結果、森林の適切な整備が遅れ、荒廃する森林が増加し、森林が有する多面的な機能が低下している。

そのため、京都市ではこれまで、市内の林業を活性化し、「木の文化」の次世代への継承を図るために、京都市木材地産表示制度の創設や京都市地球温暖化対策条例に基づく特定建築物への市内産等の木材の利用の義務化、木質ペレットの需要拡大、学校や庁舎などの公共建築物等への木材利用に取り組んできたところである。

しかしながら、市内の林業を巡る状況は、以前にも増して厳しく、民間も含めたさらなる木材需要の拡大が必要となっている。

こうした中、平成22年度には、木材の利用を通じ、林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、地方公共団体においても独自の木材利用の方針を策定することが可能となった。

そこで、京都市においても、市有の公共建築物や土木構造物、本市が調達する調度品等（以下、「公共建築物等」という。）において、これまで以上の市内産木材の積極的な利用を図るため、「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」を策定する。

目次

第 1	趣旨	1
第 2	公共建築物等における木材利用推進の意義と効果	1
	1 木材利用推進の意義	
	2 木材利用推進の効果	
第 3	公共建築物等における木材利用推進の基本事項	3
	1 木材利用推進の方向性	
	2 木材利用推進を図る公共建築物	
	3 木材利用推進を図る土木構造物等	
	4 木製調度品等の積極的な導入	
	5 木質バイオマスを燃料とした機器の積極的な導入	
第 4	公共建築物等におけるみやこ杉木利用の数値目標	7
	1 公共建築物について	
	2 土木構造物等について	
	3 木製調度品等について	
	4 木質バイオマスを燃料として使用する機器について	
第 5	木材利用推進に関し必要な事項	8
	1 木材推進に当たって配慮すべき基本的事項	
	2 課題の解決に向けた具体的事項	
第 6	今後の取組	9

第 1 趣旨

この基本方針は、市内林業の持続的かつ健全な発展と森林の適正な整備・保全を図るため、広く市民の利用に供される公共建築物等における木材の利用の拡大に本市が率先して取り組み、もって、民間における市内産木材の需要の拡大につなげるものである。

第 2 公共建築物等における木材利用推進の意義と効果

1 木材利用推進の意義

(1) 木材の計画的かつ継続的な利用は、森林整備を行っている林業者に安定した収益をもたらすなど林業の活性化につながり、また、健全な森林の育成に大きく寄与するとともに水源の涵養や山地災害の防止等の公益的機能の増進に貢献する。

(2) 京都市域で育った木材「みやこ^{そまぎ}杉木[※]」の地産地消は、林業やその関連産業の振興と京都の景観等の自然環境の向上に大きく貢献し、先人が育んできた「木の文化」の次世代への継承につながる。

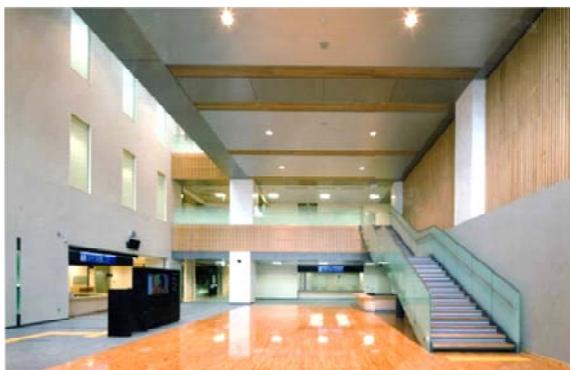
※ みやこ杉木とは、京都市内の森林及び京都市内の林業事業者が林業生産活動を行う森林で産出された木材を原材料とする製材品、磨丸太及びこれらの加工品をいう。

(3) 木材は、断熱性・調湿性に優れ、人々の心にやすらぎを与えるほか、製造時のエネルギー消費が小さいことや、生長過程において吸収した炭素を長期間にわたって貯蔵する等の特徴があり、低炭素社会の実現に欠かせないものである。

(4) 本市は、自立分散型の持続可能なエネルギー社会の実現を目指すエネルギー戦略の柱の一つとして、森林バイオマス等の自然の恵みを生かした取組を想定しており、木材のエネルギー利用はこの目標達成に大きく資する。

2 木材利用推進の効果

- (1) 公共建築物等は、広く市民に利用されるものであることから、木材の利用を通じて、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することになり、併せて、取組の状況や効果等についてわかりやすく情報発信することにより、木材の特性やその利用の促進の意義についての市民の理解の醸成を効果的に図ることができる。
- (2) 公共建築物等における計画的かつ継続的な木材の利用は、木材の品質の確保や生産コストの低減、安定的な供給等の生産体制の強化に寄与することから、民間における需要の拡大といった波及効果が期待できる。



<左京区総合庁舎>



<凌風小学校・中学校（南区）>



<京都市動物園（左京区）>

第3 公共建築物等における木材利用推進の基本事項

1 木材利用推進の方向性

- (1) 公共建築物等において、法令の規定や建築物の機能等により木材利用が困難な場合を除き、木の特性を活かして木質化・木造化を進めることによって、計画的かつ継続的な木材利用を図る。
- (2) 公共建築物等の建設企画段階から、関係局による木質化・木造化の検討を行う。
- (3) 公共建築物等において、木質化・木造化だけでなく、木製の備品や調度品等（以下、「木製調度品等」という。）を優先購入するとともに、木質バイオマスを燃料として使用する暖房機器等を積極的に導入する。
- (4) 利用する木材は、可能な限りみやこ杣木とする。
- (5) 本方針において、平成30年度におけるみやこ杣木利用量の数値目標を定める。

2 木材利用推進を図る公共建築物

(1) 対象

市有の公共建築物を対象とする。

利用部位の具体例

(建物の内外装等)

壁，床，建具，間仕切り，カウンター，ルーバー，手すり 等

(構造)

建築物の主要構造部である柱，梁，小屋組 等

(建築設備)

空調吹出し口等のカバー，衛生器具の紙巻器等，受水槽 等

(屋外)

舗装材，塀，柵，ベンチ，花壇，案内板 等

(2) 木質化の定義及び推進する範囲

ア 木質化の定義

建築物の天井，床，壁，窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分，屋外構造物等の全部又は一部に木材を利用することを「木質化」という。

イ 推進する範囲

新築，増築，改築又は模様替えを行う市有の公共建築物のうち，以下の①又は②のいずれにも該当しないものについて木質化を図る。

- ① 建築基準法等の規定により木質化が困難な場合
- ② 建築物に求められる機能等の観点から，木質化になじまない又は木質化を図ることが困難な場合

なお，①及び②に該当する場合についても，今後の木材に関する新たな技術開発やコスト面等の課題解決の状況を踏まえ，適宜木質化を検討する。

(3) 木造化の定義及び推進する範囲

ア 木造化の定義

建築物の構造耐力上主要な部分である壁，柱，梁，けた，小屋組等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」という。

イ 推進する範囲

新築，増築又は改築を行う市有の公共建築物のうち，以下の①から③までのいずれにも該当しないものについて木造化を図る。

- ① 建築基準法等の規定により木造化が困難な場合
- ② 建築物に求められる強度，耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある等，構造計画やコストの増加により木造化が困難な場合
- ③ 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設，治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設，危険物を貯蔵又は使用する施設，文化財の収蔵・展示施設等，当該建築物に求められる機能等の観点から，木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合

なお，①から③に該当する場合についても，今後の木材に関する新たな技術開発やコスト面等の課題解決の状況を踏まえ，適宜木造化を検討する。

3 木材利用推進を図る土木構造物等

(1) 対象

京都市が実施する土木工事における土木構造物及び仮設資材を対象とする。

(2) 木質化の推進を図る土木構造物等

周辺環境との調和等を考慮する必要がある場所では、求められる性能や使用する部位を考慮しながら、土留め資材、横断防止柵、路面材等の土木構造物や工事標示板等の仮設資材の木質化を進める。

併せて、木材利用の推進に寄与すると見込まれる新たな技術や工種等について、積極的に試験施工に取り組む。



<土留め資材（林道久多尾越線）>



<横断防止柵（下京区）>



<工事標示板>

今後、木質化を検討するもの

○土木構造物

道路、公園、河川、農林水産業関連に利用する土木構造物

(公園・外構施設)

あずまや
四阿、遊具、ベンチ、緑化支柱、路面材、階段、柵、プランター、案内板 等

(公園・外構施設以外)

土留め資材、横断防止柵、路面材、橋の高欄、階段、側溝蓋、杭柵、法面保護、基盤吹付け材 等

○仮設資材

工事標示板等

4 木製調度品等の積極的な導入

市有の公共建築物で使用する机、椅子、収納用什器をはじめとしたオフィス家具類、掲示板、案内板等の備品及び消耗品については、可能な限り材料に木材を使用したものを導入する。

具体例

机、椅子、棚、収納用什器（棚以外）、パーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、案内板、カウンター、名札、記念品等



<表彰状>

5 木質バイオマスを燃料として使用する機器の積極的な導入

市有の公共建築物においては、運用方法や設置に必要なスペースを十分に考慮のうえ、木質ペレットを燃料とするストーブやボイラー等を積極的に導入し、化石燃料から木質バイオマス燃料への転換を図る。



<木質ペレットストーブ>

第4 公共建築物等におけるみやこ杉木利用の数値目標

平成30年度におけるみやこ杉木の利用量に係る数値目標を以下のとおり定める。
ただし、総量として、毎年度60m³以上は利用するものとする。

1 公共建築物について

公共建築物におけるみやこ杉木利用量：

50m³（現状）→100m³（平成30年度）

2 土木構造物等について

土木構造物におけるみやこ杉木利用量：

2m³（現状）→30m³（平成30年度）

3 木製調度品等について

木製調度品等におけるみやこ杉木利用量：

7.6m³（現状）→15m³（平成30年度）

4 木質バイオマスを燃料として使用する機器について

木質ペレットを燃料として使用するストーブ：

14台（現状累計）→28台（平成30年度累計）

木質ペレットを燃料として使用するボイラー：

3台（現状累計）→6台（平成30年度累計）

第5 木材利用推進に関し必要な事項

1 木材利用推進に当たって配慮すべき基本的事項

木材利用を推進することの様々な意義や効果を考慮し、みやこ杣木、京都府内産木材認証材、国産材等の順に、積極的な木材の利用に努める。

しかしながら、木材には、他の構造と比べて、コストが割高となる、一定の品質の材料が得られにくい等の課題があり、加えてみやこ杣木については、調達に時間がかかる、JAS認証を受けた構造材の調達が困難である等の課題もある。

そこで、公共建築物等の企画・設計等の段階における様々な工夫やみやこ杣木の供給体制強化の支援等を行うことによって、課題の解決を図る。

2 課題の解決に向けた具体的事項

(1) 公共建築物等の企画・設計等に関する事項

公共建築物等の企画・設計段階においては、建設時のみならず、建設後の維持管理や解体・廃棄等についても考慮するとともに、木材の良さを広く市民に普及啓発する様々な創意工夫等について十分な検討を行い、これらを総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

○企画段階における工夫	
・和風の意匠を念頭に置く等、京都の「木の文化」を実践する工夫	等
○設計段階における工夫	
・一般的に流通している規格や同じ規格を繰り返して使用する等、木材を低廉で安定的に調達する工夫	
・部材の点検・補修・交換が容易な構造にする等、維持管理のコストを低減する工夫	
・腐食しやすい部位での使用を避ける、湿度対策を施す等、物理的な劣化に対する部材の耐久性を確保する工夫	等

また、みやこ杣木の乾燥や加工等には相応の期間を要するため、その効率的な調達の在り方について検討を行う。

なお、木材を利用できない場合もしくはみやこ杣木以外の木材を利用する場合には、公共建築物等の企画・設計段階において、その理由を明確にする。

(2) みやこ杉木の供給体制の整備に関する事項

林業関連事業者が公共建築物等の発注ニーズに対応した高品質で安価な木材の供給、その品質や価格等に関する正確な情報の発信、木材の具体的な利用方法の提案等を実施できる体制の強化を支援する。

また、伐採・搬出における労力とコストの削減を図るため、高性能林業機械の導入や林内路網の整備の促進等の伐採・搬出条件の改善を支援する。

さらに、公的な品質基準である J A S と同等とみなすことができる規格制度の運用等の検討を進める。

第6 今後の取組

今後は、毎年度の公共建築物等における木材利用に係る年次計画を作成し、並行して供給体制の整備状況を確認しながら、庁内に委員会等を設置して、取組の進ちょく状況を確認する。

また、民間の建築物におけるみやこ杉木を利用した自発的な木質化・木造化や木製調度品等の活用が促進されるよう、みやこ杉木の利用意義について広く普及啓発を行う。

なお、木材利用の一層の拡大のため、発電をはじめとした木質バイオマスのエネルギー利用についても積極的に検討を進める。

数値目標の設定年次である平成30年度に、課題や効果的な木材利用方法、数値目標の達成度等の総括を行い、社会情勢や経済情勢を踏まえた修正を加え、内容の充実を図る。